

## 敦賀市訪問入浴サービス事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、在宅の障がい者に対して入浴の機会を提供することにより、その福祉の向上を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、敦賀市とする。

2 市長は、この事業の全部又は一部を適切な運営を行うことができると認められる介護保険法に基づく指定訪問入浴介護事業所に委託することができる。

(事業)

第3条 市長は、対象者の家庭に移動入浴車及び関係職員を派遣し、原則家族と共に対象者の入浴を介助する事業を行うものとする。

(利用の対象者)

第4条 この事業の対象者は、18歳以上の者又は18歳未満であって成人と同様の体格若しくは本人の身体状況等から本事業による入浴介助が必要とされる者で、次のいずれにも該当する在宅の障がい者(児)とする。

(1) 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に規定する2級以上の身体障害者手帳所持者のうち、肢体不自由者

(2) 入浴に係る日常生活動作に全介助を必要とする者

(3) 医師が、入浴が可能と判断した状態にある者

(4) 居宅介護等の施策を利用しての入浴介助のみでは必要な支援が受けられない者

(利用の申請)

第5条 この事業の利用を受けようとする者は、地域生活支援事業利用申請書(様式第1号)に健康診断書(様式第2号)、訪問入浴サービス利用現況届(様式第3号)及び誓約書(様式第4号)を添えて市長に提出するものとする。

2 前項の申請をしようとする者は、事業所を経由して申請書を市長に提出することができる。

(利用の決定)

第6条 市長は、前条に規定する申請があったときは、訪問入浴サービス事業利用調書(以下「調書」という。)(様式第5号)により、対象者、世帯の状況等を審査の上、速やかに利用することの要否を決定するものとする。

(決定の通知)

第7条 市長は、前条の要否を決定したときは、地域生活支援事業利用

決定（却下）通知書（様式第6号）によるものとし、地域生活支援事業受給者証（様式第7号）を申請者に交付するものとする。

（支給決定の変更の通知）

第8条 利用者は、利用の決定に係る利用量等を変更する必要があるときは、地域生活支援事業支給変更申請書（様式第8号）により変更の申請をすることができる。

2 市長は、利用決定の変更の決定を行ったときは、地域生活支援事業支給変更決定通知書（様式第9号）により申請者に通知するものとする。

（支給決定の取消し）

第9条 市長は、利用者が次のいずれかに該当する場合には、当該利用決定を取り消すことができる。

(1) 利用者が、訪問入浴サービス事業を受ける必要がなくなったと市長が認めたとき。

(2) 利用者が、他の市町村の区域内に住所地を有するに至ったと認めたとき。

(3) その他市長が特に必要と認めたとき。

2 市長は、利用決定の取り消しを行ったときは、支給決定取消通知書（様式第10号）により申請者に通知するものとする。

（申請内容の変更の届出）

第10条 支給決定障がい者は、次に掲げる事項を変更したときは、地域生活支援事業居住地等変更届（様式第11号）を市長に届け出なければならない。

(1) 支給決定障がい者の氏名、居住地及び連絡先

(2) 前号に掲げるもののほか市長が必要と認める事項  
（事業の費用）

第11条 この事業に係る費用の額は、別表に掲げる額とする。

（利用料）

第12条 第6条の規定により利用の決定を受けた障がい者（以下「受給者」という。）は、事業の利用に要する費用の1割に相当する額（以下「利用者負担額」という。）を事業の委託を受けた事業所（以下「事業所」という。）に支払わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、同一の月の利用者負担額が、法第29条第3項に規定する家計に与える影響その他の事情をしん酌して政令で定める額（以下「限度額」という。）を超えるときは、受給者が事業所に支払わなければならない額は、当該限度額とする。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。  
この要綱の施行に伴い、「敦賀市身体障害者訪問入浴サービス事業実施要綱」は廃止する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第11条関係）

区 分	金 額
1 回に要する費用	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日厚生労働省告示第19号）の訪問入浴介護費の基本単価とする。